

資料 1

保険料の改定について

平成30年度・31年度後期高齢者医療保険料改定(骨子)

1 保険料率

	H30・31	現行	増減 (増減率)
均等割額	42,965円	43,870円	△905円 (△2.06%)
所得割率	8.86%	9.06%	△0.2% (△2.21%)
一人当たり年間 保険料額(軽減後)	61,086円	61,958円	△872円 (△1.41%)

2 主な変動率(2年平均)

- ① 被保険者数の H28・29からの伸び +5.69%(前回+5.52%)
- ② 一人当たり医療給付費の H28・29からの伸び +1.18%(前回+3.75%)
※消費税率の増(平成31年10月から)+2%と、診療報酬改定△1.19%を加味
- ③ 後期高齢者負担率の上昇 10.99% ⇒ 11.18%
- ④ 一人当たり所得額の H28・29からの伸び △0.69%(前回△3.50%)

3 保険料の上昇を抑制するための対応

引き上げ幅軽減のための資金活用

- (内訳) ◆剰余金の活用 約16億5,642万円
◆事業運営基金の活用 7億円

4 その他の改正点(国の改正)

- ① 均等割保険料の軽減対象の拡充
 - 【2割軽減の拡大】軽減対象となる所得基準額を引き上げる。
(現行) 基準額 33万円+49万円×被保険者数
(改正後) 基準額 33万円+50万円×被保険者数
 - 【5割軽減の拡大】軽減対象となる所得基準額を引き上げる。
(現行) 基準額 33万円+27万円×被保険者数
(改正後) 基準額 33万円+27.5万円×被保険者数
- ② 保険料賦課限度額の引上げ
(現行) 57万円 ⇒ (改正後) 62万円
- ③ 保険料軽減特例の見直し
 - 【所得割】 (現行) 2割軽減 ⇒ (改正後) 軽減なし
 - 【元被扶養者の均等割】 (現行) 7割軽減 ⇒ (改正後) 5割軽減

平成30年度・31年度 保険料率等について(総括)

① 保険料率

均等割額	42,965円
所得割率	100分の8.86

② 保険料率の試算(2年間合計)

費用	433,588,426,658円	医療給付費・財政安定化基金・保健事業費・審査支払手数料・葬祭費など	
収入	387,233,876,464円	国 4/12 県 1/12 市町 1/12 支払基金(支援金) 4/10 第三者納付金など	
費用－収入	46,354,550,194円		
保険料抑制活用額	2,356,428,056円	剰余金 1,656,428,056円 事業運営基金繰入金 7億円	
保険料収納必要額	43,998,122,138円	費用－収入－保険料抑制活用額	
目標収納率	99.4%	【参考:平成28年度収納率】 全体分徴収率:99.43% うち、普通徴収徴収分:98.60%	
保険料賦課総額	44,263,704,364円	保険料収納必要額 ÷ 収納率	
被保険者数	546,039人	H30年度見込 269,250人	H31年度見込 276,789人
一人当たり保険料額 (軽減前)	年額 81,063円	均等割額 42,965円	保険料賦課総額 ÷ 被保険者数 所得係数 0.87429743956 均等割:所得割 = 53:47
		所得割額 38,098円	
	月額 6,755円	均等割額 3,580円	
		所得割額 3,175円	